

平成 23 年 3 月 28 日

各 位

会社名	住友商事株式会社
代表者名	取締役社長 加藤 進 (コード：8053、東証第 1 部)
問合せ先	広報部 報道チーム長 江中 一穂 (TEL. 03-5166-3100)
会社名	住商情報システム株式会社
代表者名	代表取締役会長兼社長 中井戸 信英 (コード：9719、東証第 1 部)
問合せ先	広報・IR部長 三石 信広 (TEL. 03-5166-1150)

**公開買付届出書の訂正届出書に伴う「株式会社CSK株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

住友商事株式会社及び住商情報システム株式会社は、株式会社CSK（銘柄コード 9737：東証第 1 部。以下「対象者」といいます。）の株式等を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 8 第 2 項に基づく公開買付届出書の訂正届出書を平成 23 年 3 月 28 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、平成 23 年 2 月 24 日付「株式会社CSK株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（平成 23 年 3 月 9 日付公表の『株式会社CSK株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ』に関する追加開示及び一部訂正のお知らせ）による追加・訂正を含み、以下「本プレスリリース」といいます。）及び平成 23 年 3 月 10 日付「公開買付開始公告」の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

本訂正は、対象者の大株主である合同会社ACAインベストメンツから、本公開買付けに関連する情報の提供を受けたことをお知らせするものであり、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等に変更はございません。

記

I. 本プレスリリースの訂正の内容

本プレスリリースについて、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

- (3) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定及び公開買付者らと対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

公開買付者らはACA I との間で、ACA I がACA I 応募合意株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しております。なお、ACA I 応募合意株式等には、ACA I 及び

三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下「SMFL」といいます。）間で締結された平成21年9月28日付株式等質権設定契約に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されていますが、ACAIによれば、ACAIは、SMFLとの間で本公開買付けの開始を条件として本質権を解除することに合意（以下「本質権解除合意」といいます。）しているとのことです。公開買付者らとACAIは、ACAIが本質権解除合意に基づきACAI応募合意株式等に設定された本質権を消滅させた上で、本公開買付けに応募することを合意しています。また、ACAIによれば、ACAIは平成23年3月7日付で、東京地方裁判所より、ACAIの投資家の1社から、当該投資家を債権者、ACAIを債務者とする株式等処分差止仮処分命令申立事件（以下「本仮処分申立」といいます。）が申し立てられた旨の通知書を受領したとのことです。公開買付者らは、本仮処分申立の詳細は把握しておりませんが、本仮処分申立とACAIの応募の前提条件との関係については、下記「②ACAIの応募の前提条件」をご参照ください。

（中略）

## ② ACAIの応募の前提条件

本応募契約において、ACAIが本公開買付けに応募する前提条件として、(i)対象者の本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、(ii)本合併契約が変更されることなく有効に存続していること、(iii)司法・行政機関その他の権限ある機関に対して、ACAIによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと及び(iv)ACAIによる応募がインサイダー取引規制違反とならないこと等が規定されています。公開買付者らは、本仮処分申立の詳細は把握しておりませんが、本仮処分申立事件が係属している間は、上記(iii)の前提条件を充足しておらず、ACAIは、ACAI応募合意株式等を本公開買付けに応募する義務はありません。なお、本応募契約上、ACAIは、その任意の裁量により上記の条件を放棄して本公開買付けに応募することができます。

（後略）

（訂正後）

公開買付者らはACAIとの間で、ACAIがACAI応募合意株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しております。なお、ACAI応募合意株式等には、ACAI及び三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下「SMFL」といいます。）間で締結された平成21年9月28日付株式等質権設定契約に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されていますが、ACAIによれば、ACAIは、SMFLとの間で本公開買付けの開始を条件として本質権を解除することに合意（以下「本質権解除合意」といいます。）しているとのことです。公開買付者らとACAIは、ACAIが本質権解除合意に基づきACAI応募合意株式等に設定された本質権を消滅させた上で、本公開買付けに応募することを合意しています。また、ACAIによれば、ACAIは平成23年3月7日付で、東京地方裁判所より、ACAIの投資家の1社（以下「本件投資家」）から、本件投資家を債権者、ACAIを債務者とする株式等処分差止仮処分命令申立事件（以下「本仮処分申立」といいます。）が申し立てられた旨の通知書を受領しましたが、東京地方裁判所は平成23年3月25日付で、本仮処分申立を却下する決定（以下「本仮処分申立却下決定」といいます。）を行ったとのことです。本仮処分申立とACAIの応募の前提条件との関係については、下記「②ACAIの応募の前提条件」をご参照ください。

（中略）

## ② ACAIの応募の前提条件

本応募契約において、ACAIが本公開買付けに応募する前提条件として、(i)対象者の本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、(ii)本合併契約が変更されることなく有効に存続していること、(iii)司法・行政機関その他の権限ある機関に対して、ACAIによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと及び(iv)ACAIによる応募がインサイダー取引規制違反とならないこと等が規定されております。なお、本応募契約上、ACAIは、その任意の裁量により上記の条件を放棄して本公開買付けに応募することができます。

ACAIによれば、本仮処分申立却下決定を受けて、本仮処分申立との関係においては、上級審により本公開買付けへの応募が制限又は禁止されていない限り、ACAIは、ACAI応募合意株式等を本公開買付けに応募する意向であるとのことです。

(後略)

## II. 平成23年3月10日付「公開買付開始公告」の訂正の内容

「公開買付開始公告」について、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

### 1. 公開買付けの目的

- (3) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定及び公開買付者らと対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

公開買付者らはACAIとの間で、平成23年2月24日付でACAIがACAI応募合意株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しております。なお、ACAI応募合意株式等には、ACAI及び三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下「SMFL」といいます。）間で締結された平成21年9月28日付株式等質権設定契約に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されていますが、ACAIによれば、ACAIは、SMFLとの間で本公開買付けの開始を条件として本質権を解除することに合意（以下「本質権解除合意」といいます。）しているとのことです。公開買付者らとACAIは、ACAIが本質権解除合意に基づきACAI応募合意株式等に設定された本質権を消滅させた上で、本公開買付けに応募することを合意しています。また、ACAIによれば、ACAIは平成23年3月7日付で、東京地方裁判所より、ACAIの投資家の1社から、当該投資家を債権者、ACAIを債務者とする株式等処分差止仮処分命令申立事件（以下「本仮処分申立」といいます。）が申し立てられた旨の通知書を受領したとのことです。公開買付者らは、本仮処分申立の詳細は把握しておりませんが、本仮処分申立とACAIの応募の前提条件との関係については、下記「②ACAIの応募の前提条件」をご参照ください。

(中略)

## ② ACAIの応募の前提条件

本応募契約において、ACAIが本公開買付けに応募する前提条件として、(i)対象者の本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、(ii)本合併契約が変更されることなく有効に存続していること、(iii)司法・行政機関その他の権限ある機関に対して、ACAIによる本公

公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと及び(iv) A C A Iによる応募がインサイダー取引規制違反とならないこと等が規定されております。公開買付者らは、本仮処分申立の詳細は把握しておりませんが、本仮処分申立事件が係属している間は、上記(iii)の前提条件を充足しておらず、A C A Iは、A C A I応募合意株式等を本公開買付けに応募する義務はありません。なお、本応募契約上、A C A Iは、その任意の裁量により上記の条件を放棄して本公開買付けに応募することができます。

(後略)

(訂正後)

公開買付者らはA C A Iとの間で、平成23年2月24日付でA C A IがA C A I応募合意株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しております。なお、A C A I応募合意株式等には、A C A I及び三井住友ファイナンス&リース株式会社(以下「S M F L」といいます。)間で締結された平成21年9月28日付株式等質権設定契約に基づく質権(以下「本質権」といいます。)が設定されていますが、A C A Iによれば、A C A Iは、S M F Lとの間で本公開買付けの開始を条件として本質権を解除することに合意(以下「本質権解除合意」といいます。)しているとのことです。公開買付者らとA C A Iは、A C A Iが本質権解除合意に基づきA C A I応募合意株式等に設定された本質権を消滅させた上で、本公開買付けに応募することを合意しています。また、A C A Iによれば、A C A Iは平成23年3月7日付で、東京地方裁判所より、A C A Iの投資家の1社(以下「本件投資家」といいます。)から、本件投資家を債権者、A C A Iを債務者とする株式等処分差止仮処分命令申立事件(以下「本仮処分申立」といいます。)が申し立てられた旨の通知書を受領しましたが、東京地方裁判所は平成23年3月25日付で、本仮処分申立を却下する決定(以下「本仮処分申立却下決定」といいます。)を行ったとのことです。本仮処分申立とA C A Iの応募の前提条件との関係については、下記「②A C A Iの応募の前提条件」をご参照ください。

(中略)

## ② A C A Iの応募の前提条件

本応募契約において、A C A Iが本公開買付けに応募する前提条件として、(i)対象者の本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、(ii)本合併契約が変更されることなく有効に存続していること、(iii)司法・行政機関その他の権限ある機関に対して、A C A Iによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと及び(iv) A C A Iによる応募がインサイダー取引規制違反とならないこと等が規定されております。なお、本応募契約上、A C A Iは、その任意の裁量により上記の条件を放棄して本公開買付けに応募することができます。

A C A Iによれば、本仮処分申立却下決定を受けて、本仮処分申立との関係においては、上級審により本公開買付けへの応募が制限又は禁止されていない限り、A C A Iは、A C A I応募合意株式等を本公開買付けに応募する意向であるとのことです。

(後略)

以上